

一般社団法人表面分析研究会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人表面分析研究会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区高輪3丁目6番7号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、表面分析法に関心を持つ研究者及び技術者の交流を図るとともに、表面分析法の標準化、信頼性の向上及び表面分析法に関わる知的資産の共有を目指し、表面分析法を社会に普及させることを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 学術研究発表会、研究会及びシンポジウム等の開催
- 2 学会誌の刊行
- 3 表面分析技術の標準化に関わる国内及び国際共同研究の実施
- 4 表面分析技術に関する図書及びソフトウェアの出版
- 5 表面分析技術に関する標準試料の頒布
- 6 表面分析技術に関する講習会の開催及び技術認定の実施
- 7 その他、この法人の目的達成に必要と認められる事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人の趣旨に賛同する個人又は法人は、当法人の会員になることができる。

- 2 会員に関する事項は、細則で定める。

第4章 社 員

(法人の構成員)

第6条 当法人は、当方人の事業に賛同する個人または団体であつて、次条の規程により当方人の社員となつた者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の社員となろうとする者は、別に定めるところにより申し込み、理事の承認を受けなければならない。

(退 社)

第8条 やむを得ない事由のあるときは、社員はいつでも退社することができる。

- 2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 死亡

- (3) 破産
- (4) 後見開始の審判を受けたこと
- (5) 除名

(新加入社員の責任)

第9条 当法人の成立後入社した社員は、その加入前に生じた法人の債務についても責任を負うものとする。

(経費の負担)

第10条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(除名)

第11条 当法人の社員が当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、他の社員の一致により除名することができる。

(取引の制限)

第12条 社員が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会においてその取引について重要な事実を開示し、社員の過半数の決議による承認を受けなければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

第5章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員を持って構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の入社
- (2) 社員の除名
- (3) 理事の選任又は解任
- (4) 理事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書ならびにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 不可欠特定財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年度3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第16条 社員総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決議に基づき代表理事が召集する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 当法人に理事1名を置き、代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

(役員報酬)

第22条 理事は無報酬とする。ただし、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事は、社員総会によって解任することができる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(決算及び事業報告)

第26条 理事は、毎事業年度の終わりにおいて、次に掲げる書類を各社員に提出して、その承認を求めなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) 事業報告書

(4) 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(剰余金)

第27条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 28 条 この定款の変更は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 29 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 9 章 清 算

(清算方法)

第 30 条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、総社員の同意をもってこれを定める。ただし、法令の規定により、社員又はその選任した者において清算することを妨げない。

2 清算人の選任及び解任は、社員の過半数をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第 31 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、東京都に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告方法)

第 32 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 11 章 附 則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する第 33 条の規程により設立の登記の日から施行する。